

Information

児童手当を受けている方へ 6月は現況届の提出月です

児童手当を受けている方は、毎年6月中に「児童手当・特例給付現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかを確認するものです。

該当者には、個別にお知らせを送付しますので、必ず期限内に提出してください。

※この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられませんので、ご注意ください。

【現況届の提出に必要なもの】

- ◆健康保険証の写しまたは年金加入証明書
※国民年金加入者は必要ありません。
- ◆前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書
※平成28年1月2日以降に鬼北町に転入された方は提出が必要です。
- ◆印鑑
- ◆その他、必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

【こんな時は届出を！】

- ◆出生等により養育する児童が増えたとき
- ◆受給者が他の市区町村に転出するとき
- ◆受給者が町内で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき
- ◆受給者や養育している児童の名前が変わったとき

問 役場 町民生活課 生活支援係 内線2117

Information

町内の空き家を募集します

現在、鬼北町では空き家バンクの設置を目指しています。これは、町内の利用可能な空き家を、所有者の了解のもと、空き家バンクに登録して、移住希望者等へ紹介することを目的とするものです。

事業開始の時期等については、後日広報等でお知らせしますので、空き家をお持ちの方は情報提供をお願いします。

問 役場 企画振興課 総合企画係
内線2211

Information

鬼北町職員の募集

鬼北町では、次のとおり平成29年度採用にかかる職員を募集します。

◆受付期間

平成28年6月15日(水)までの土・日以外の午前8時30分から午後5時15分まで。

※郵送の場合も6月15日(水)必着

◆募集職種および人員

試験区分		採用予定人員
上級	土木技師	1名程度

◆受験資格

- 一 鬼北町に住所を有する人又は採用決定後に鬼北町に住所を移すことが可能な人
- 二 日本国籍を有する人
- 三 地方公務員法 第16条各号のいずれにも該当しない人
- 四 大学を卒業した人又は平成29年3月末日までに大学を卒業する見込みの人で、昭和61年4月2日以降に生まれた人

◆試験

【第1次試験(筆記)】

期日 平成28年7月24日(日) 8時30分～

場所 鬼北町広見保健センター

内容 教養試験
職場適応性検査
事務適性検査
一般性格診断検査
専門試験

【第2次試験】

期日 平成28年8月21日(日) 8時30分～

場所 鬼北町広見保健センター

内容 作文試験
口述試験(面接)

◆提出書類

①受験願書(A4サイズ)

②受験票(A5サイズ)

※願書等の様式は、総務財政課、日吉支所、各公民館に備え付けており、郵便でも請求できます。また、町ホームページからもダウンロードできますが、受験願書は両面印刷としてください。

<http://www.town.kihoku.ehime.jp/>

問 役場 総務財政課 庶務係
内線2201～2204